

第22回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年4月21日（木）午後3時50分
場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

- (1) 報告第1号 令和3年度農業委員会活動実績について
- (2) 報告第2号 令和4年度農業委員会活動計画について
- (3) 報告第3号 令和4年度農業委員会予算について
- (4) 報告第4号 農地法第4条の規定による許可について
- (5) 報告第5号 農地法第5条の規定による許可について
- (6) 議案第1号 農用地利用集積計画について
- (7) 議案第2号 農用地利用配分計画について
- (8) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (9) 議案第4号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について
- (10) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (11) 議案第6号 非農地証明願について

5 出席委員（16名）（法律第27条第3項規定）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 津久井 勝之 | 2番 笹沼 保治 | 3番 秋本 則夫 |
| 4番 瀧田 歌子 | 5番 佐藤 孝 | 6番 唐橋 洋子 |
| 7番 助川 悦夫 | 8番 阿見 芳 | 9番 高瀬 隆至 |
| 10番 郡司 裕一 | 11番 屋代 幸子 | 12番 森 隆道 |
| 13番 荒井 一夫 | 15番 鈴木 賢一 | 16番 相馬 和恵 |
| 17番 木村 光一 | | |

6 欠席委員 14番 越沼 良

7 本会に出席した職員

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 農業委員会事務局長 | 藤 田 友 弘 |
| (2) 事務局長補佐 | 伊 藤 甲 文 |
| (3) 農地調整係長 | 金 山 和 弘 |
| (4) 農地調整係副主幹 | 松 本 武 久 |
| (5) 農地調整係主査 | 菊 池 康 弘 |
| (6) 農政課農政係主査 | 菊 池 琴 乃 |

8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後3時50分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（省略）

事務局 （藤田 友弘） それでは会長のごあいさつをお願いします。

議 長 （荒井 一夫） <あいさつ>

本日の出席委員は16名であり、定足数を満たしております。ただいまから第22回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議 長 （荒井 一夫） 異議なしの声ですので、議事録署名人には、9番高瀬委員、10番郡司委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の伊藤補佐をお願いいたします。

今回、事前に配付しております議案資料に訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 （松本 武久） <資料訂正箇所等の説明>

議 長 （荒井 一夫） それでは議事に入ります。

はじめに報告第1号「令和3年度農業委員会活動実績について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 （伊藤 甲文） <総会資料説明4ページ>

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に報告第2号「令和4年度農業委員会活動計画について」及び報告第3号「令和4年度農業委員会予算について」を一括上程します。事務局から説明を願います。

事務局 （伊藤 甲文） <総会資料説明5～7ページ>

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第2号及び第3号を終わります。

次に報告第4号「農地法第4条の規定による許可について」及び報告第5号「農地法第5条の規定による許可について」を一括上程します。事務局から説明を願います。

事務局 （松本 武久） <総会資料説明 8～10ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第4号及び報告第5号を終わります。

次に議案第1号「農用地利用集積計画について」及び議案第2号「農用地利用配分計画」を一括上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 琴乃) <総会資料説明 11～65ページ>

利用権設定等促進事業 73件

農地中間管理機構特例事業 1件

農地中間管理事業 13件

配分計画(農地中間管理事業) 1件

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりました。ここで議事参与について発表いたします。議案第1号中に2名が議事参与に該当しますことから、それぞれの案件箇所について、議案を分割して質疑、採決を行います。

はじめに、利用権設定等促進事業の申請番号4-27について、3番秋本委員が議事参与に該当いたします。つきましては秋本委員は退室願います。

<秋本委員 退室>

議 長 (荒井 一夫) これより質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

申請番号4-27について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

本件については原案のとおり承認することといたします。

審議終了により3番秋本委員の入室を認めます。

<秋本委員 入室>

議 長 (荒井 一夫) 次に、利用権設定等促進事業の申請番号4-36について、9番高瀬委員が議事参与に該当いたしますので、退室願います。

<高瀬委員 退室>

議 長 (荒井 一夫) これより4-36について質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

申請番号4-36について、原案のとおり承認することに賛成の方は、

起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

本件については原案のとおり承認することといたします。

審議終了により9番高瀬委員の入室を認めます。

<高瀬委員 入室>

議長 (荒井 一夫) 続きますして、先に審議した2件以外の議案第1号案件について、質疑を行います。質疑はございますか。

<佐藤委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 佐藤委員。

佐藤 孝委員 52ページの申請番号4-69ですが、登記簿地目と現況地目が違っている農地について、案件として集計するやり方についてお聞きします。

事務局 (菊池 琴乃) 農地情報公開システムを使ってこの資料を作っていますが、原則、現況地目にそって集計されています。

佐藤 孝委員 そうしますと現況地目が実際の状況になっているのですね。わかりました。

<木村委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 次に木村委員どうぞ。

木村 光一委員 11ページの間管理機構特例事業の経過について説明願います。

事務局 (菊池 琴乃) こちらは2月ほど前に農地所有者から県農業振興公社に売り渡され、今回、公社から受人に売渡される案件です。農地バンク事業は売り手買い手が決まっていなくてもできる事業ですが、両者が決まっている案件が多いです。ただ、いきさつも含めた経過については、公社から資料を取り寄せさせていただければと思いますので、後日回答することによってよろしいでしょうか。

木村 光一委員 そのようにお願いします。受人とは同じ地区内で、本件農地の近くで経営している方の関連もあり、状況を確認したいとの考えであります。以上了解しました。

議長 (荒井 一夫) 他にございますか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第1号の未審議案件について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第1号については原案のとおり承認することといたします。

続きまして、議案第2号について原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第2号についても原案のとおり承認することといたします。

次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は7件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 康弘) <総会資料説明 66～68 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。唐橋委員。

現地調査担当委員 (唐橋 洋子) 去る4月19日、事務局とともに現地調査班第2班が現地調査を行いましたので、代表いたしましてその調査結果をご報告いたします。ただ今の農地法第3条の規定による許可申請7件について、地元推進委員及び事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題は無いと思われまます。以上ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第3号は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第4号「農地法第5条許可後の事業計画変更申請について」及び議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を一括上程いたします。申請件数は計6件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (松本 武久) <総会資料説明 69～71 ページ、別冊資料説明>

※申請番号5 (使用貸借により一般住宅を建築する案件)

農地区分は第1種農地になりますが、集落に接続し、目的が一般住宅であることから許可相当と考えております。

しかしながら、建築がすでに始まっており、現在工事を停止させている状態であります。案内図のピンク色の着色部分が今回申請の対象農地となっており、元々は防風林でしたが、農地に開拓した経過であります。現在の状況は、住宅が完成間近となっております。更に南側隣接地は、

道路との間の部分ですが、台帳の現況は農地で、農振農用地にも指定されておりますが、許可もなく既に造成がされており、農地法違反であります。

これらに至った経過についてご説明いたします。今年の2月3日に税務課から連絡を受け、2月9日に木村委員、石井推進委員と事務局の私松本で鈴木宅を訪問。渡人と設計会社担当者に対して農地法違反であること、農地に戻すよう指導したところでございます。渡人からは、湯津上支所に確認を取ったと回答がありましたが、設計会社からは農業委員会に相談しなかったこと、農地であることがわからなかった、登記も終わって抵当にも入っているという旨の話でした。湯津上支所でどのような回答をしたかは確認できませんでしたが、農地法の判断ができるはずもなく、また、支所に確認を取ったとありますが、渡人が山林に家を建てても大丈夫なのかという程度の話である可能性もあります。旧湯津上村、旧黒羽町は都市計画区域に入っておらず、通常、家を建てる際の建築確認申請が要らないことが今回の要因の一つと考えておりますが、土地、水道等様々なことを確認しなかった建築業者に最大の問題があると考えております。始末書については添付されております。

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。唐橋委員。

現地調査担当委員（唐橋 洋子） 調査結果についてご報告いたします。

大豆田地内の申請番号1及び2ですが、現地はすでに盛土されておりますが、適正に管理されております。北側に農地が残りますが、道路を介在するため、営農への影響はないと判断しました。許可することに何ら問題はないと思います。

小滝地内の申請番号3番ですが、現地は適正に管理されています。宅地とお堂にはさまれ、周辺の農地に影響はないと判断しました。許可することに何ら問題はないと思います。

蛭畑地内の申請番号4ですが、現地は野菜が作付けされています。住宅に付随する畑であり、周辺農地に影響はないと判断しました。許可することに何ら問題はないと思われま。

湯津上地内の申請番号5ですが、現地はすでに住宅が建築され、間もなく完成になるようです。申請地に隣接する南側の農地もすでに造成されている状態で、その先の農地に影響はないと思われま。経過等は事務局説明のとおりですが、申請人本人に悪意はないとは思いますが、事業者において確認不足と言わざるをえませ。事業者において、通常の注意を払っていれば、このような違反に至ることはなかったと思われま。当該申請の対応としては、今回申請の対象地ではありませんが、申

請地に隣接する南側の農地については、除外申請と農地転用申請を予定しておりますが、次の2点を条件に許可を認めるものとしてほしい。1点目はできるだけ早く農地として利用可能な状態にすること、2点目は農地法許可まで適切な状態を維持すること。完成を目前に控えている状態で工事を2か月以上停止していることと、前にあげた2点の条件を付すことをかんがみ、今回の申請地については許可することは、やむを得ないと思われます。

黒羽向町地内の申請番号6ですが、現地はすでに盛土されており、駐車場として利用可能な状態となっております。西側の農地に影響がないよう施工するとのことで、影響はないと判断しました。許可することは、やむを得ないと思われます。以上ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決したいと思いますが、5番については、私も事前の建築着工については確認しております。そこで問題となりますのは、既に家が入居寸前の状況になっていることです。通常であれば、建築許可の段階でできるかできないか分かるところですが、湯津上、黒羽地区においては、建築許可が不要であることから確認もなくそのままどんどん進んでしまった。一方で、宅地の前に農振農用地が一筆ございませす。道路を挟んでございませす、ただこの土地については、担当委員の報告のとおり、早々に農地に戻すことをお願いしたうえで、それぞれの立場もございませすことも勘案しながら、ここにはできれば、従来からの慣例では違反転用で農地に砂利が入っている場合には私の経験上からは盛土をしていただいて1作何か作付けしてもらおうということもお願いして、現状でやむを得ないという判断をした担当委員の報告もありましたので、これらを踏まえて採決をいたします。

議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めませす。

議案第4号は原案のとおり許可することといたませす。

続きませすて議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めませす。

議案第5号は原案のとおり許可することといたませす。

次に議案第6号「非農地証明願について」を上程いたします。申請件数は5件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料72～73ページ、別冊資料説明>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。唐橋委員。

現地調査担当委員 (唐橋 洋子) 調査結果についてご報告いたします。

調査結果についてご報告いたします。

小船渡地内の申請番号1ですが、現地は、宅地として利用されており、農地として利用した形跡もありません。証明することに支障は無いと見てまいりました。

乙連沢地内の申請番号2ですが、立派な庭木があり、農地に復元することは難しい状態です。証明することに支障は無いと思われま

す。市野沢市内の申請番号3ですが、周りは宅地となっており、復元することは難しい状態です。証明することに支障は無いと思われま

す。蛭畑地内の申請番号4ですが、宅地として利用されており、農地として利用した形跡はありません。証明することに支障は無いと思われま

す。以上ご報告いたします。
議長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第6号は原案のとおり証明することといたします。

以上で本日予定されました議事の審議は、すべて終了いたしました。

次にその他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 皆さまから特にないようなので、以上で第22回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後4時46分 閉会